



賃金未払いを許さない！作業に 対する正当な対価を求める！

申23号正当な労働時間に基づいた吉田駅 併結作業に対する賃金精算を求める申し入れ

これまでの交渉において会社が指示した作業に対して、支払われるべき賃金が未払いとなっていたことが明らかとなりました。未払い賃金について精算を行うことが確認されましたが、同じ作業をしているにも関わらず、賃金が支払われた社員と支払われない社員が発生しました。

東日本ユニオンは指示された作業に対する賃金の精算を求め申し入れました。

■ 申し入れ項目 ■

1. 東日本ユニオン新潟地本申1号、第6項の会社回答における調査結果を明らかにすること。
2. 2022年度新潟運輸区運転士行路B1233行路の吉田駅到着点呼場面において、点呼時刻に遅れるという乗務員申告に対する新潟支社の対応を明らかにすること。
3. 併結作業時に留置車両を活かす場合、付与する必要な労働時間は何分なのか明らかにすること。
4. 吉田駅において乗務員による併結作業はいつから行っていたのか明らかにすること。また、必要な労働時間が付与されていなかった期間を明らかにすること。
5. 2024年3月給与で精算された未払い賃金の精算方法を明らかにすること。
6. 2024年3月給与において、関係社員に対する精算の説明内容を明らかにすること。
7. 当該行路に乗務した全社員に対し、不足していた作業時間を加味した精算を行うこと。